

新温泉町告示第2号

第92回（平成31年2月）新温泉町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成31年1月28日

新温泉町長 西村 銀三

- 1 期 日 平成31年2月1日 午前9時
- 2 場 所 新温泉町議会議事堂
- 3 付議事件
(1) 新温泉町行政組織条例の一部改正について

○開会日に応招した議員

池田 宜広君	太田 昭宏君
岩本 修作君	阪本 晴良君
森田 善幸君	中井 次郎君
重本 静男君	小林 俊之君
谷口 功君	宮本 泰男君
河越 忠志君	浜田 直子君
平澤 剛太君	竹内 敬一郎君
中村 茂君	中井 勝君

○応招しなかった議員

なし

平成31年 第92回（臨時）新 温 泉 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成31年2月1日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成31年2月1日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 議案第1号 新温泉町行政組織条例の一部改正について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 議案第1号 新温泉町行政組織条例の一部改正について
-

出席議員（16名）

1番 池田宜広君	2番 太田昭宏君
3番 岩本修作君	4番 阪本晴良君
5番 森田善幸君	6番 中井次郎君
7番 重本静男君	8番 小林俊之君
9番 谷口功君	10番 宮本泰男君
11番 河越忠志君	12番 浜田直子君
13番 平澤剛太君	14番 竹内敬一郎君
15番 中村茂君	16番 中井勝君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 仲村祐子君 書記 中井勇人君

説明のため出席した者の職氏名

町長 西村銀三君 副町長 田中孝幸君

温泉総合支所長	太田信明君	牧場公園園長	池内俊久君
総務課長	仲村秀幸君	企画課長	井上弘君
税務課長	長谷阪治君	町民課長	谷田善明君
健康福祉課長	森本彰人君	商工観光課長	岩垣廣一君
農林水産課長	松岡清和君	建設課長	山本輝之君
上下水道課長	北村誠君	町参事	土江克彦君
浜坂病院事務長	吉野松樹君	会計管理者	中村光春君
こども教育課課長補佐兼教育総務係長	吉田博和君	生涯教育課長	川夏晴夫君
調整担当	小谷豊君			

議長挨拶

○議長（中井 勝君） 皆さん、おはようございます。

第92回新温泉町議会臨時会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

この冬は降雪が極めて少なく、住民生活に支障がないのはありがたいことですが、一方で牧場公園など雪を誘客に活用している施設では雪不足で苦戦をしていると聞いております。また、全国でインフルエンザが猛威を振るい、県内では警報レベルをはるかに超え、昨年の最大値も超えているそうです。町内の学校でも学級閉鎖が続いており、一日も早い鎮静化を願うものであります。

さて、本日は第92回新温泉町議会臨時会の御案内を申し上げましたところ、議員各位におかれましては公私とも御多用の中出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今臨時会に提案される案件は、条例案の1件であります。議員各位におかれましては格別の御精励を賜り、慎重な審議の上、適切妥当な結論が得られますよう格別の御協力をお願いを申し上げまして開会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（西村 銀三君） 議員の皆さん、おはようございます。

第92回新温泉町議会臨時会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

新年もはや1カ月が過ぎました。寒い日が続いていますが、本町においては幸い降雪が少なく、大雪による被害は発生いたしておりません。このまま暖かい春が訪れることを願う気持ちもございすが、今後水不足による農業への影響等が生じないか心配されるところでもございすが。

さて、本日は臨時会をお願いをいたしましたところ、議員各位におかれましては御多忙の中にもかかわらず全議員御出席をいただき、まことにありがとうございます。今期臨時会では、条例案1件につきまして御提案させていただきたく存じます。議員の皆さんには慎重審議をいただき、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

午前 9 時 0 2 分開会

○議長（中井 勝君） ただいまの出席議員は 16 名で定足数に達しておりますので、第 9 2 回新温泉町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付しているとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（中井 勝君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 1 2 5 条の規定により、議長において指名いたします。

1 番、池田宜広君、15 番、中村茂君をお願いいたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（中井 勝君） 日程第 2、会期の決定についてお諮りします。

会期等について、議会運営委員会が開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

6 番、中井次郎君。

○議会運営委員会委員長（中井 次郎君） おはようございます。

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

委員会が開かれましたのは 1 月 28 日でございます。その中での協議事項であります
が、第 9 2 回新温泉町議会臨時会について協議をいたしました。開会日時としては、本
日でございます。2 月 1 日でございます。付議事件は、挨拶等でもございましたように
条例案 1 件でございます。次に会期の決定であります、本日 1 日と決定をいたしたと
こでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 中井委員長、ありがとうございました。

お諮りいたします。ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおりの会期で御
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日 1 日に決定いたし
ました。

日程第 3 諸報告

○議長（中井 勝君） 日程第 3、諸報告に入ります。

まず、議長から報告いたします。

去る 12 月 18 日の議会定例会以来、それぞれの会合に出席しておりますが、別紙議
会对外的活動報告を見ていただくことで省略いたします。

次に、監査の結果について報告いたします。

監査委員から、平成30年11月及び12月分の例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しを添付して報告いたします。

次に、説明員の報告をいたします。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本臨時会に説明のため出席を求めた者の職氏名は一覧表のとおりであります。

次に、閉会中の所管事務調査として総務教育常任委員会が1月25日に開かれておりますので、その報告をお願いします。

中村総務委員長。

○総務教育常任委員会委員長（中村 茂君） それでは、総務教育常任委員会の報告をいたします。

1月25日午後1時30分から、総務課、こども教育課、生涯教育課の所管事務調査を行いました。各課とも質疑等のあった部分を中心に報告申し上げたいと思います。

まず、総務課であります。協議事項は1件であります。新温泉町行政組織条例の一部改正についてでございます。町では、平成31年度組織機構の一部見直しを実施するため、関係の条例等を改正するものであります。

見直しの内容につきましては、1、温泉活用による町の活性化を目指しておんせん天国室を企画課内に設置する。2に近年増加している自然災害に対応するため、町民課の名称を町民安全課に変更して、課内に防災安全室を設置する。その他の部分ですが、固定資産税評価委員会に関する業務を税務課から総務課に所管がえする。町民センター貸し館業務を地域振興課から温泉公民館に所管がえするもの、補助執行でございます。それから、人権教育に関する業務を社会教育係から人権推進室に所管がえする。こういう内容のものであります。

条例本文の改正におきましては、町民課の名称変更と商工観光課の事務、温泉開発及び利用に関する事項を企画課の事務に変更する内容であります。

また、その他見直しに伴う直接関係する新温泉町行政組織規則、新温泉町総合支所設置条例規則、新温泉町長の権限に属する事務の補助執行に関する規定、新温泉町教育委員会事務局組織規則の各一部改正も平成31年4月1日の施行で改正される見込みであります。

今回の見直しで改正となる例規につきましては、条例1件、規則5件、訓令13件、告示6件となるようであります。

今回の事案ですが、さきの12月定例会の委員会に提案された内容であります。大きく見直された部分は、支所機能や住民の思いに配慮して具体的には湯財産区に関する事務、ケーブルテレビに関する事務の所管がえを行わず、従来の支所地域振興課の所管業務として継続するということでもあります。

主な質疑であります。おんせん天国室の人員規模なりについてですが、室長また職

員で人数は未定ということでありました。

また、温泉活用で健康福祉課や商工観光課、教育委員会等とのかかわりがあるが連携はどうするか。方向軸を一本化することで効果が高まるということ、実施は従来どおり各関係課で行うことになるということでありました。

それから、人権教育の業務を人権推進室に移管するとあるが、どこにあるのかということですが、当初説明では人権推進室は文化会館の中にある。館長1人、職員が2名という答弁でありました。後に、人権推進室は生涯教育課の中にあるのではないかと。室長は課長で、隣保館とは別のものである。あわせて社会教育係も異動するのかということ、人権のまちとしての低下はないのかということに対して答弁が修正されまして、人権教育と人権推進を1カ所でまとめて業務推進をしたい。係員を異動させるものではない。一体でする効果を高めたいということでありました。

天国室の業務を企画課内の係が支援するようだが、逆もあるのかということでありました。同一課内で双方が協力し合うための方式であり、普通のあり方である。

それから、移住定住の所管を商工観光課にしているが、各課連携で進めるような方法はできないものか。移住定住も温泉を軸として総合力で発信できるようにしたい。

また、ケーブルテレビを所管をかえないということであるが、そもそも狙いは何であるのか。情報提供のあり方に相違がある、この町ですが。情報の環境が変化しており、一元的にすべきと考えた。地域の方の意見、認識もまだできていない状況であり、無理がある。今後状況が変われば、情報の一元化も再提案したい。そういう内容でありました。

また、町民センター、総合支所の位置づけと管理を明確にすべき。町長は、県下一の長寿、観光客の5割アップと言われているが現実味がない。目標へのアプローチ等を明確にして推進すべきであるに対して、町民センター、総合支所の規則の整理は検討したい。目標を明言することは大事であると思うし、アプローチは示していきたいということでありました。

室の体制で人事異動で人員配置と言っていたが、新しい室の人員をどう考えているのか。全体の人員配置は出せないのか。防災安全室は室長がプラスになる。また、重点施策には人を配置したいということ。全体の人員配置は現段階では出せないということであり、御容赦願いたいと。そんな内容でありました。

多くの議論を得まして、採決の結果、全員賛成で承認したとこであります。詳細につきましては、委員会資料を御清覧いただきたいと思います。

次に、こども教育課であります。報告事項は1件でありました。継続であります。認定こども園整備についてです。この内容で従来から教育委員会に求めていた浜坂地域認定こども園の整備のあり方の部分で、現時点での教育委員会での協議内容が示されたところであります。

内容として、教育上の視点、地域としての視点、子供の推移、保護者の視点、施設上

の課題、近くの公共施設等との関係、求められるサービス内容等、それから財政上の課題、教職員の課題、保護者と地域の声、これら9項目に分けて方向性が出ているとこであります。

今後の進め方の部分では、大庭認定こども園に新たな地域型保育事業への移行ということも視野に新教育長就任後に最終報告を行いたい、そういう内容でございました。

主な質疑の部分では、候補地の選定や一連の計画はどうなるのか。現時点では現位置での建てかえの方向だが、洪水や議会の意見など踏まえて検討委員会委員長と協議している。大庭の耐震補強や地域の意見の吸い上げなども必要で、再考も含めて協議しているということでもあります。

今後の進め方で、新教育長就任後とあるが臨時会での教育長の提案がない模様だ。そういう中で3月定例会となると思うが、新年度予算はどうなるのかということの中で、検討委員会では議会の意見を踏まえ再考も含めて協議している。教育長就任後、検討結果で最終協議となるだろう。新年度予算は1月末がリミットであり、予算措置はできない。検討委員会の経費程度になるのではないか。教育長人事は現在打診中であり、まだ決まっていない。全体がおくれるということもやむを得ないということの答弁でありました。

また、津波回避となって現位置の検討が進んでおる。何度も意見したところであるが、水が来る場所であり危険な場所は基本的には避けるべきである。子供の安全安心を第一に進めているが、再考の話もあった。教育長の決定後から動くようだが、おくれれば教育を受けられない子供たちにしわ寄せがある。明確なタイムスケジュールが必要だ。対して、早急にしたいところだが、教育長が辞任し人選も難しい状況だ。急ぎたい。選任は3月いっぱいを含めて理解いただきたいという内容でありました。3月に決まった場合のスケジュールはということでありました。候補地が決まれば、規定のとおりで進められるということでもあります。また、現位置を主に進めてきたが、辞任を機に再考の意見が強くなっている。バックには子供たちがいる。国の新制度も見えており、教育委員会においても既に分析もなされており、積極的ではないか。教育長不在でストップするのはおかしいというような意見でありましたが、検討委員会の報告が近く出てくる。その方向で議会にも理解をいただく予定である。町長部局では検討委員会の報告を待っての動きとなる。そういう内容でありました。

1点、気になる点でありましたが、報告の中に教職員の課題ということがありました。その中で36年度問題ということがあるようであります。職員の構成で36歳から54歳では44歳の方が1名、55歳の方が2名、36年に退職すると管理職ができなくなる現実がある、職員構成の中で。そういうような職員構成の表もありました。ぜひごらんいただければと思います。

次に、生涯教育課であります。報告事項は1件でありました。内容は文化体育館夢ホール耐震診断結果と耐震補強及び改修計画についてであります。既に段階的に報告があ

ったところでありますが、診断結果が出ましたので報告を受けました。

若干の質疑がありましたので、報告いたします。

現地調査結果において、設計強度 25.7 ニュートン/ を用いて耐震診断をしているが、過大評価であり、もとの設計強度 26 ニュートン/で行うべきではないかということに対して、設計強度が降雪地で設計以上の強度になっている現実が見えた。診断は設計強度のみならず I s 等総合的に判断されることになるため、数値は建設時によいものが使われたと判断されるものである。

それから、突き合わせ溶接が隅肉溶接となっており、設計と工事が違っていたということがある。どうするのか。今回の調査、溶接の部分はポイント調査であり、実施設計で全体に方づえを設置する等の対策がとられるような予定になる。

それから、地盤沈下であります。報告では不同沈下はないとの内容だがに対して地盤の沈下で体育館部分は不同沈下はない。平成 5 年改修の玄関付近やミーティングルーム、トイレの部分では基礎部分との固めができていなかった模様である。そういう認識であるようであります。

第三者委員会の評価はどうするのか。三者委員会については他の事例である県内 10 カ所も調査した結果、法的な義務もないため行わない。ただし、建設時、改修時には建築確認も提出されていなかったということがあります。今回の改修においては、改めて建築確認も出しながら別の視点での点検もできるものと、そういう回答でありました。

また、休館中の行事については、8 月末までは使用可能になっております。以降については既に各事業については代替なりを検討しているようでありますし、ちなみに成人式については多目的ホールを使う、そんなことを考えているようであります。

詳しくは委員会資料を御清覧ください。

以上で総務教育常任委員会の報告を終わります。

○議長（中井 勝君） 報告のうち、協議事項について質疑があればお願いをいたします。ありませんね。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） 中村委員長、ありがとうございます。

次に、産業建設常任委員会が 1 月 30 日に開かれておりますので、その報告をお願いします。

3 番、岩本修作君。

○産業建設常任委員会委員長（岩本 修作君） それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

1 月 30 日、農林水産課の所管事務調査を行いましたので、報告をさせていただきます。

報告事項は 2 件ありました。

まず 1 つ目、新温泉町肉用牛生産施設の管理運営についてでございます。肉用牛生産

施設の年額使用料の算定根拠の考え方といたしまして、実質町負担額を建物耐用年数で除し建物共済年間分担金相当額を加えるということで、このたびの生産施設、第2団地の年額使用料は130万円ということでございます。

また、現在既存施設の第1団地の年額使用料は建設当初平成6年からは130万円と定めていたんですが、20年経過した平成26年度からは60万円に改め現在に至っているということでございます。

肉用牛生産施設は6月末に完成予定で、供用開始は7月中旬ということでございます。詳細につきましては、委員会資料を御清覧ください。

次に、新温泉町鳥獣処理施設の設置管理についてでございます。処理施設の構造は木造平家建てで、搬入室、作業場、保管室、事務室、トイレという構造でございます。施設で解体後は肉、骨、皮は多可町の二次加工施設へ搬出し、残渣はクリーンパーク北但で焼却処分をするということでございます。処理頭数なんですが、1日に5頭で年間で最大1,200頭ということでございます。

工事の発注予定なんですが、2月に発注予定で詳細は3月の委員会で説明をするということございました。

次に、管理方法についてです。指定管理による管理運営を計画をしているということで、委員会資料の文面の中に指定管理料は施設管理に必要な経費とするが、有償引き取りにより発生する売上相当額を指定管理から差し引くこととするという文面の中で、売上相当額とは何を指しているのかということで、解体したときの肉、これがキロ300円ということで、これが売上相当額になるということでございます。

資料の中で指定管理料に含まれるもの、また町が負担するものと分かれているが、この町が負担するものの中で事務処理人件費です。これは指定管理料に含まれないのかという質疑で、現状は町で見るが今後事業が軌道に乗ったら指定管理料で見るということございました。

また、業務内容はという質疑で、搬入の確認や洗浄、保管、搬入の流れを説明をするということございました。

次に、施設の利用についてでございます。当面は町内で捕獲された鹿、イノシシに限り、搬入できる者は原則新温泉町有害鳥獣捕獲班に所属をし、駆除活動を行っている者とするということでございます。

施設の活用のほうで、ジビエとして利用できる施設にしてはどうかという質疑で、捕獲の処理方法が違うし、また保管の仕方も違うので共存は難しいということございました。

また、工事の入札、工期はという質疑で、入札は2月中で工期は当初3月末でしたが繰り越しになるということございました。

また、冷蔵庫等の保管の方法といたしまして、搬入者が一人で個体を運んで冷蔵庫等に保管するのは非常に難しいという質疑で、天井クレーン等を設置して一人でも簡単に

保管ができるよう考えてはどうかという質疑で、今後再検討するというごさいました。

詳細につきましては、委員会資料を御清覧ください。

以上で産業建設常任委員会の報告といたします。

○議長（中井 勝君） 岩本委員長、ありがとうございました。

次に、議会広報調査特別委員会が1月7日及び15日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

13番、平澤剛太君。

○議会広報調査特別委員会委員長（平澤 剛太君） 議会広報調査特別委員会について御報告いたします。

昨年12月に開催されました第91回定例会に関して閉会后2回の委員会を開催し、1月24日木曜日に議会だより第53号を発行いたしました。原稿作成に御協力いただいた皆様、ありがとうございました。

以上、報告といたします。

○議長（中井 勝君） ありがとうございました。

引き続きになりますが、美方郡広域事務組合議会臨時会が12月25日に開かれておりますので、その報告をお願いいたします。

○美方郡広域事務組合議会議員（平澤 剛太君） 平成30年第5回美方郡広域事務組合議会臨時会について御報告いたします。

この臨時会は、平成30年12月25日に開催されました。付議事件は条例案1件、補正予算案2件です。条例案は、美方郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部改正です。人事院勧告に伴い、職員給与を改正するものです。原案どおり可決いたしました。

補正予算案については、平成30年度美方郡広域事務組合一般会計補正予算（第3号）。歳出において主に人事院勧告に伴う人件費、そしてまた各種不用額の精査によるもので調製いたしましたものです。歳入に関しては、国庫補助事業の補助金が確定したため増額したことに伴い、新温泉町、香美町2町の負担金を減額するものでした。原案どおり可決いたしました。

平成30年度美方郡広域事務組合農業共済特別会計補正予算（第3号）は人事院勧告に伴うものなので、人件費にかかわるものです。原案どおり可決いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（中井 勝君） ありがとうございました。

以上で諸報告を終わります。

日程第4 議案第1号

○議長（中井 勝君） 日程第4、議案第1号、新温泉町行政組織条例の一部改正につ

いてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、町の課題解決への対応強化のため、課の名称及び所掌事務について所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） それでは、議案第1号、新温泉町行政組織条例の一部改正について御説明をいたします。

審議資料の1ページをごらんいただきたいと思います。条例の新旧対照表でございます。右側の改正案でございますが、第1条の町民課を町民安全課へ名称変更いたします。

それから、第3条でございます。企画課の事務に第4号として商工観光課の事務としてあった温泉開発及び利用に関する事項、これを追加いたします。

それと、第5条で見出しを含めて町民安全課に改めるものです。

さらに、第7条において第3号を削ったために以下の号の繰り上げを行うものです。

以上が条例の一部改正の内容でございます。

次に、審議資料の2ページをごらんいただきたいと思います。関連して、新温泉町行政組織規則の一部を改正する規則を御説明いたしたいと思っております。

4ページをごらんいただきたいと思います。新温泉町行政組織規則新旧対照表でございます。

まず、第2条の企画課の項中、温泉未来係を削って同項におんせん天国室を加えます。また、町民の部を町民安全課として環境防災係を生活環境係とするとともに、同項に防災安全室を加えます。

それと、5ページに移っていただいて別表、総務課の部の総務係の項中、第31号を32号とし、第21号から第30号までを1号ずつ繰り下げて第21号として、税務課の部にあった固定資産評価審査委員会に関することを加えます。

それから、企画課の部では温泉未来係を削って、その分掌していた事務に加えて商工観光課の部で観光係が分掌していた温泉の対策、開発及び管理に関することを分掌するおんせん天国室の項を新たに追加いたします。

それから、町民課を町民安全課として環境防災係の分掌事務のうち消防、防災、災害、防犯、交通安全、警察、自衛官に関する事務を新たに追加する項であります防災安全室の分掌として、それ以外の事務を生活環境係として名称変更いたします。

それから7ページですが、商工観光課の部では移住及び定住の推進に関すること、これをこの表の13号として明記いたします。観光係の項では、第6号を削るために以下の号を繰り上げいたします。

それから、次に8ページでございます。新温泉町総合支所設置条例施行規則の一部を

改正する規則でございますが、これについて御説明をいたします。

9ページの規則の新旧対照表をごらんいただきたいと思いますが、別表の地域振興課、振興係の項で「(総合支所)」の表記を削除いたしまして、住民係の項で町民課を町民安全課と名称変更いたします。

それから、次に10ページです。新温泉町長の権限に属する事務の補助執行に関する規定の一部を改正する規定、これを御説明をいたします。

11ページの新旧対照表でございますが、別表の教育委員会事務局職員の項中、第5号の表現をわかりやすく使用管理と改めて、その次に町民センターの使用に関するものを第6号として加えるため次の号がずれることになります。

それから、12ページでございます。新温泉町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則でございます。

13ページをごらんいただいて、規則の新旧対照表でございます。第11条、社会教育係の項中、第13号の人権教育に関するものを人権推進室の項へ所管がえをいたします。

14ページをごらんいただきたいと思いますが、以上、改めてまとめれば14ページのようになります。31年度組織・機構の一部見直し(案)についてということでございますが、大きな見直しの実施後6年目を迎えて、町の課題解決への対応強化のために見直しを行うものですが、2室増、1係減ということで、この2室といいますのがおんせん天国室、それから防災安全室でございます。1係減というのは温泉未来係のことでございます。

改めて見直し内容のところを見ていただきますと、①として温泉活用による町の活性化を目指しておんせん天国室を企画課内に設置するというものがございます。この室には室長及び担当者を配置して、本年度中に企画立案する施策をより強力に推進するものがございます。また、企画課のほうに商工観光課所管の温泉の対策、開発及び管理に関する業務を所管させるということで、温泉活用に関する事務を効果的に執行させるものがございます。

2番目でございますが、近年増加している自然災害に対応するために防災安全室を町民安全課内に設置するというものがございます。町民課の名称を町民安全課に変更ということで、ここについても室長を配置して防災体制の強化を図り、防災計画の整備や啓発活動を進め、住民の安全安心を確保するという目的でございます。

③のその他の見直しということで上げておりますが、一つには固定資産評価審査委員会に関する業務を税務課から総務課に所管がえするというものございまして、税の賦課処分に関与していない組織が本来審査会事務局を所管するというようなことで、これは県の指導による見直しでございます。

それから、2点目には町民センターの貸し館業務を地域振興課から温泉公民館に所管がえをするということで、町民センターと夢ホールの貸し館業務の窓口を一本化して住

民サービスの向上を図る、わかりやすくするというところでございます。

それと、3点目には人権教育に関する業務を社会教育係から人権推進室に所管がえするというので、人権啓発それから人権教育、これを一体的に人権推進室が所管するというものでございます。

この内容で、条例それから規則等を含めて実施時期は平成31年4月1日の見直しということで考えております。

その次の15ページでございますが、組織・機構図として見直し案を示したものでございます。左列が現在のものでございます。中央が見直し後で右の列が見直しの説明でございますので御清覧いただきたいと思っております。

それでは、議案本文に戻っていただきまして、附則としてこの条例は平成31年4月1日から施行するとしております。

以上、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑をお願いします。

1番、池田宜広君。

○議員（1番 池田 宜広君） まず行政課題、平成24年、5年に変えてから6年がたったということで、行政課題解決に向けて見直しをするということのようです。それに伴って温泉の対策、開発及び管理ということで新たに、これ新たにというよりもふやしていく。室をふやして強化をしていくということのようです。商工観光の所掌事務を一部そちらへ、企画課のほうの分も一部そちらへというちょっと理解はしておるんですが、人員はまだ未定であるということのようです。どこかから入れていくということはどこかが減になるというふうに私は理解するのですが、その人員の穴埋めというんですか、減ったところに人員を改めて配置ができるのか、人員増にしてでも配置はできるのかということをお伺いしたいのと、対策、開発、管理というのは具体的にどのようなことをするのかということをお伺いしたいのと、もう1点、この係ではできないのかなど。係のままで人員強化、この名前どうのこうのではないですけども、室にしななければならないということが何なのかなということをお伺いをします。

○議長（中井 勝君） 仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） 人員体制についてでございますが、確かに総数が変わらなければふやすところがあれば当然減るところがあるということでございますが、来年度の体制については少なくとも行政の事務部門においてはただいま派遣しております職員が派遣が終了して帰ってくるということであったり、退職、採用の関係もありますし再任用という制度を使って人員的には残るという職員もおります。そういった中で極端にどこかを減らすということは現在は考えておりませんが、ただ全体の調整の中で今検討しておりまして、そういった先ほどふえる要素もございまして、その辺も改めて全体を調整したいと思っております。

それから、温泉の開発、管理というようなもの、商工観光課が現在所管しておりますが、それを企画課のほうに移すということの内容でございますが、町の温泉審議会の業務というのがございまして、その温泉の掘削を行うような場合に審議会を開くという内容でございますが、そういった事務でありますとか国民保養温泉地計画というのがございまして、浜坂の浜坂温泉郷ということで国民保養温泉地計画というのが現在あります。28年度に承認されているものでございますが、その計画の進捗を図るということで、その計画に基づいていろんな施策を推進するという内容、これらもおんせん天国室のほうで執行するように考えておりますし、あと温泉の分析調査ということで業務的にはございまして、これは本年度地方創生交付金を活用して調査を行ったわけですが、こういった業務についても企画課といいますかおんせん天国室のほうに移管をして、温泉の活用につなげていきたいという考えでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 池田副議長から室の必要性、係でいいじゃないかという御質問ではなかったかと思えます。

町名が新温泉町ということでありまして。実は出張というか、東京へ行っても東京はほとんど新温泉町と言っても知らんという方が多いんですけど、大阪地区に行っても新温泉町という名前が特に若い人を中心にどこにあるかわかりませんと。こういうことをしょっちゅう出ると聞くんですけど、そういう返事が返ってきます。やはり町の特徴、町のPR、それから町のこういった活性化の大きな鍵として新温泉町という町名を知っていただく。そういった中で、温泉をよりアピールする。そういった最も強力な武器になる。それがおんせん天国ではないか。そんなふうに思って、従来の係というよりはやはり室なり、本来は課ということを考えておったんですけど、現状の人員配置の中で、それから協力体制、バックアップ体制、こういったものを考えると室でより町をPR、そしてそのことによってふるさと納税にしても今回大幅にふえました。いろんな面で町の活性化の大きな鍵を握る、そういった課の名前、室の名前になる。そういった強い思いを持っております。ほかの市町でこういったおんせん天国室という室名はありませんし、温泉課は全国で2つあるようであります。そういった意味で、この町の町名、それから町名に基づいたやはり強力な推進策の一環として室を打ち出していきたい、そういう思いで提案をさせていただいております。ぜひそういうことでよろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（中井 勝君） 1番、池田宜広君。

○議員（1番 池田 宜広君） おおむねわかりました。

先ほども総務課長の答弁の中で、人員増もあり得るということでした。14ページです。少数精鋭のスリムで効率的な組織、機構の構築を目指すということ、案とはなっておりますが、そのようなことからして人員増、確かに打ちどころを見誤らないような打ち方をするなら、私はよかれと正直思います。

この町の5年6年たったときの課題解決でということ、私的にはもう少しというよりも先に力を入れていかなければならない部署があるのではないかなという思いで、これに加えてという意味ではないですけども、先ほども総務委員長の報告にもありました今の54歳、5歳あたりから三十五、六歳までのあたりの保育士さんがほぼゼロというよりもゼロです。それが私は当面の課題解決であると。まず第1番、人的配置をすべき部署ではないのかなと。例えば今までもされてきた土江参事がここに来られてから医師招聘という形で来られました。ようやく芽が出てきたのかなと私は感じております。そういったところの人員の配置、どうしてももう今新規採用しても22歳、3歳の方がもし来られても、はっきり言って大事ではあるんですけどもすぐに管理職にはなれるわけではない。相当優秀な方がおられれば別ですけども、そういったところの今の採用基準、35歳であったと思います。それを45歳なり50歳なり、もっと上げることも必要ではないかなと。とにかくそこがもう見えてる課題。未来があったり天国があったりというのは先の課題であって、もう直面をしとる課題解決が優先ではないかなという思いで私はこの質問をさせていただいておりますので、その辺をどういうふうに理解をされておるかということをお答えを願います。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） これまでの人材登用、職員採用のツケが今日回ってきていると思っております。こういった中で、本当に大きく特定の年代層、管理職になる年代層の空白があるということで、この採用につきましては重点的に力を入れて採用に努力をしていきたいと思っております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 何点かお尋ねいたします。

今回、室を設置をされるということで、そういう中で特に総務委員会の審議をちょっと見させていただいたんですけども、具体的に何人ということはまだ言えないと。これからそれは検討いたしますというお答えだったと思います。そういう中で、特にその要因を考えてみますと、過去の行財政改革でやっぱり過度に人員を減らしてきた。類団という、いわゆる新温泉町と同じような自治体と同じにしようと。そういう中で、人を減らしてきたのが私はそういった要因の一つになっただけではないか。一体過去に合併から今日まで何人人員がなっているのか。それをまず答えていただきたいと思っております。

やはり私は、過去にもこういう類団に基づいて減らすというようなことはすべきじゃないと申し上げてきました。結果的には、そういったことが今日の人事の問題についてこういった状態になってきてる、こう言わざるを得ません。その点では、いわば反省が必要だと。どう考えておるのか。これからのこともございますので、ぜひ答えていただきたいと思っております。

それから、やっぱり人員が少ない以上はどうそれを組織の中で考えるのか。それは私

は職員間の連携しかないと思うんです。やっぱりそこら辺が、例えば残業が過度になってる場合はそれを課全体で何とか補って、お互いに残業しなくても済むように協力するとか、そういう連携が必要だと考えています。その点についてどうでしょうか。今後の組織のあり方も、やっぱりこの中で問うべきだと思っています。

そういう中でもう1点お聞きしたいのは、今回この14ページにその他の見直しの中で説明されましたけども、(3)で人権教育に関する業務を社会教育係から人権室に所管がえをするということでありまして。そうなりますと、これまでの推進室というのは一体何の業務をしていたのか。それでこれはどこに室としてあるわけでしょうか。この辺について、ぜひお答えをいただきたいと思います。過去、業務については総務課がやってた時代があるんです。それが人権推進室に移った。こういうことになるのか。この点ちょっとお尋ねいたします。

○議長（中井 勝君） 仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） 合併後、職員の削減をかなりの数をさせていただいております。ちょっと詳しい手元に資料がございませんが、合併時は約370人程度の職員がおったということっております。それから国の施策であったり本町の財政状況であったり、本町のみではございませんが集中改革プランというような格好で行革の名のもとに職員数をどんどん減らしてきた。経費の削減ということでやってきました。結果、110人程度ということで申しわけございませんが、削減してきているというところでございます。ただ、この削減方針というのは、これまで報告させていただいておるうちに余りこれ以上同じやり方で減らすというのは住民サービスへの影響が大きいという判断の中で修正をさせていただいて、当面現状維持を図るべきだということも考えておりますし、職員の年齢構成のこともございますので、先を見越した上でその採用計画というものを考えていかなければならないと思っております。

それと、当然職員が少なくなれば業務量は減るわけではございませんので、残業の問題が御指摘のようにあります。これまで6年前に行った組織の見直しにおいても、一部大課制の採用ということやら縦割り行政の弊害をなくすというようなことで、係を統合したりだとかそういったことで見直しをしたわけですけども、御指摘のように課の連携が必要だということで、一人一人の業務は担当はあるわけですけど、その課全体としてそういった業務の分担を図る、協力体制をとるといような考えの中で見直しを行ってきたということがございます。その方向性については、今後も継続していくべきだと考えております。

それと人権推進室の業務はということでございますが、人権推進室の業務は人権啓発の部分ということでこれまで行ってきております。どこにあるのかということでございますが、人権推進室長は課長が兼務をして、文化会館の中に担当職員を置いて業務を推進していたということですし、御指摘のように6年前になります以前は総務課が所管していたということですけども、人権に関する業務、これが所管がばらばらであるより

は一体的に同じところで推進したらいいという考えの中で見直しが図られて、生涯教育課へ移ったという経過でございまして、このたびは生涯教育課の中でも係がそれぞれ分かれておりましたけど、それをさらに1カ所にして拠点ということで人権推進室のほうに人権啓発と人権教育とそれをまとめて、人権に関する業務を一体的に進めたほうがいいだろうということの見直しの内容でございまして、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 職員採用の基本的な考え方でありまして、合併から100人以上減っておるわけですけど、一方で減らし過ぎによって特定の課なりに業務が集中している。なかなか遅くまで仕事をやっても業務の処理が不可能、そういう非常に無理があるというそういう状況もあるようであります。一方で、人員を減らし過ぎることによってスムーズな業務ができない。業務ができないということで、精神的にも職員のストレスもたまる。一方でそういう病的な状況も鬱であったり出てくる可能性もあるわけです。そういったわけで、働きやすい職員の適正なバランスと申しますか適正配置が必要だと思っております。職員がやはり働きやすい環境で業務をこなすということは、町全体にとっても十分な住民サービスに通じていくと思っております。そういう観点からやはり働きやすい環境、人員配置、こういったものにより力、目線、ポイントをそこにきちんと目を向けていって解決していきたいと思っております。

やはり何よりも働きやすい環境、それが町全体にとってもすばらしいサービスを提供できるそういった環境整備にもつながっていくと思っておりますので、より職員の働く環境を通して町全体のサービス向上につながっていくという、そういう視点で職員の配置、現状の常に見直しをするようにやっていきたいと思っております。以上です。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 今回一部見直しということですけども、過去、前町政のときに大課制をとったときがありまして、健康課、福祉課を一つにする。それで福祉課の一部であった認定こども園ですかね、そういった業務は教育委員会に行く。そういったことをやった時代がありました。これについて、私は前町長にも何回にもわたってどんな評価をしているのか。そのことがどういうことになっているのか。今言われた本当に仕事が集中してないのか。健康福祉課といえば相当な業務が重なるわけで、実際にそういったところのことについても評価を過去やってきた施策に対する評価と、それからそれを大胆に見直すなら見直す。やっぱりそういうことも必要だと。今回の組織機構の一部見直しだけでは済まない問題だと私は認識をしております。ぜひそういったことについても幹部会なり課長会なりがあるわけですから、やっぱり率直な意見も聞く中で見直すべきは見直しをしてほしい、そのようにお話をしておきます。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 現在、健康と福祉が一緒ということで大課制をとっております。大課制のメリットもたくさんあると思っております。一方で、デメリットもあると思っております。

ます。そういった意味で、現場の意見それから住民対応がどうなのか。そこが一番大事だと思うんですけど、そういったところを十分に研究しながら今後の対応を考えていきたいと思っております。

○議長（中井 勝君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） さきのある会合の中で、町長は今年度の出生者の見込みがまた昨年よりもさらに減りそうだというお話をされておりました。先ほど池田議員が保育士さんの雇用についての御意見をされましたけど、そのとおりじゃないかなと思います。

今回の中で、移住定住策が商工観光課に移る。ただ、ほかの課も含めて人員についてはまだ未定だというお話をされました。それで実際には病院のスタッフの数のこともあって、非常に少ない。そこに実際には必要な雇用がある。でも来てもらえる人がいない。これについては、町内にそういった方がいらっしゃるけど来られないというわけではなくて、外からも供給する必要があるんじゃないかな、外にも求める必要があるんじゃないかなと思うんですね。そうすると、移住定住というのはもうとっても重要なポジションじゃないかなと。今までも移住定住についての施策はされたわけですが、実際に目に見える成果があらわれるほどの施策ではなかったんじゃないかなと私は思ったりするんですけども、本当に喫緊の課題として看護師さんであったり保育士さんであったり介護の職員さんであったり、そのあたりについて積極的にウエルカムの状態をつくる必要があると思うんですけども、それはある意味でのハードな部分も必要だと思います。それについて、商工観光課が御担当されるということではあるんですけども、そこについていろんな課の中でのバックアップであったりいろんな情報を提供する連携した活動が必要じゃないかなと思うんですけども、それについて人員が未定ですよというのでは余りにも機能を発揮できないんじゃないかなということが懸念されるんですけども、そのあたりについて御一考いただきたいということが1点。

それともう一つ、これは余り意味のないことかもしれませんが、1ページの中の企画のところの中で温泉の開発と利用ということで「(4)温泉開発及び利用に関すること」という表現がされているんですけども、実際の説明文章等を見ても管理とかもあって、この文章が「及び」というのは前後のものをある意味では対等に結ぶ接続詞だと思ってるんですけども、これを例えば温泉の後に「の」をつけて利用の後に「等」をつけるとか、逆に後ろに利用の前に「温泉」を入れて「温泉開発及び温泉利用等」というような形で管理も含めて理解するような文章にされたほうがわかりやすいのではないかなと思うんですけども、そのあたりについて御見解をお聞きしたいと思います。

○議長（中井 勝君） 仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） 最初の移住定住の関係でございますが、これは商工観光課に移ったというわけではなしに、これまで議会でも御指摘をいただいておりますこの項目が明示されてなかったということで、改めてその明示をさせていただいたということ

でございます。

確かに大変重要な施策でございますし、強力に推進していかなければいけないということがあるわけですが、この項目だけに限らず今回の一部見直しでございますが、いろんな組織としての課題は当然にあります。この議会においてもこのたびの見直し以外にたくさんの御提案もこれまでございましたし、こちらのほうの町としてもいろんな課の意見をいただく中でいろんなまだこうしたほうがいいんじゃないかとかそういう課題といいますか、そういった案もたくさんございます。ですので、当然のことですけどこれでいいというわけには思っておりません。時代は動いておりますので、柔軟な姿勢でこれからも見直しをずっと検討していく必要があるかなと考えております。

それと先ほどの表現の関係でございますが、温泉開発及び利用に関する事項ということですが、先ほど言いましたように温泉の掘削をするような場合、具体的には温泉審議会の関係でございますが、そういったことの内容ですので、そういった含んでおりますのでこういった表現にさせていただいておるといことで御理解いただけますか。済みません、よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 田中副町長。

○副町長（田中 孝幸君） 条文でございますけれども、今回業務が全く変わっておりませんので、基本的にはその条文が変わるといことはございません。条文が変わることになれば、その業務内容が変わるとい機会においてまた御検討させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 担当が変わるといような私のちょっと勘違いもあったりしましたけども、実際に成果のある移住定住という施策を打っていく中で、今までの人員配置だけだったり他の課との連携であったりといのはとても重要じゃないかなと思います。特に今不足している雇用の問題等についてはとても重要だと思いますので、そのあたりについては今後さらにある意味での強化をしていただきたいなと思います。

それから、文言のことなんですけど、変わればということではあるんですけども、実際にもともとこうだったからといことは確かにそうではあるんですけども、管理といような意味も当然中にあるのとほかの説明文にもあるので、今すぐではないですけども今後いろんな形の中でほかの条文も含めてわかりやすい文章のほうがいいんじゃないかなと思いますので、何か次に機会があるときには御検討いただけたらと思います。以上です。

○議長（中井 勝君） 仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） 移住定住に関することでございますが、確かに今後も強化すべきということでございます。本町の今後の最大の課題であります人口減少問題、そういったものを考えますとこういった施策がとても重要だといことは認識しております、これに限らずいろんな関連する施策も重要でございます。資源が限られておりま

すので、そういった資源をどこに集中させるかということを中心に配分するかということをお考えながらやっていきたいと思っております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

13番、平澤剛太君。

○議員（13番 平澤 剛太君） このたびの機構改革に関してなんですけれども、中身を見させていただいて評価できる部分もあり、またあえて手をつけていない部分もあるなと思いつつ見させていただきました。評価できる部分でいきますと、簡単な部分で言えばかつて決算のときですか質疑しましたけれども、人権教育そして人権啓発の一本化の部分、それから災害が多発している中での防災安全課の名称変更から防災安全室の設立という部分、この点に関しては昨今の情勢の中で非常に評価できるかなと思うんですけれども、この体制の強化であったり合理化という部分に対して、業務の整理というものを今後きちんと考えていられる考えがあるのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

例えば人権教育、人権啓発、一つの係として一体として動くということになるかと思いますが、当然その委員会であったり事業であったりが類似する事業をやっていた部分もあったと思うんです。その点のところを今後きちっと整理されるお考えがあるのかどうか。

そしてまた防災安全室の関係ですけれども、こちらに関しては体制強化ということになりますので、当然今までと加えて住民に向けた取り組みであったりされるのかなというふうに考えるんですが、例えば現在防災の取り組みといいますとハードの部分になってきますけれども、減災というふうになってきますと住民に対する啓発教育という部分が中心になってくるんですけれども、町内でも防災リーダーの団体の発足に向けた動きもあるようですし、そういった部分をサポートする取り組みをされるのかとか、また例えば山陰海岸ジオパークの活用の中でジオパークは推進室の中に専門員という職員がいるんです。大学の地質系の博士号を持っているような職員なんですけれども、そういった方に来ていただいて例えば町の地質的な部分、アプローチからの減災教育をするようなそういった取り組みもされてはどうかというところ。こういったところが評価できるなというところで、少しお聞かせいただきたい部分。

そしてもう1点、あえて余り今回はさわらなかつたのかなと。さわらなかつた結果になってしまったなという部分が総合支所に関する内容です。定例会の段階で取り下げられた当初の機構改革案、その中でもろもろでさわられていた部分、このたびはそこをなしにして、おんせん天国室を中心とした業務の改革だけに絞ってこられたなというところはいいんですけれども、しかし現実問題として現在の支所の体制というものを考えたときに、合併以降ずっと述べてこられた現地解決型という支所の機能、それが現状どういふふうになっているのか。人員は当然今、合併当時よりも大分減っている状況であり、また予算に関しても本庁担当課のほうにどんどんと予算が移っているという中で、果た

してその現地解決型と言われる状態が現在可能というかできているのか。その部分の整理をあえてさわらずに、おんせん天国室の看板というものを上げられるというのもいい部分はいい部分として生かしていただいたらいいんですが、あえてそのところを触れられなかったお考えというものをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） 最初の件でございます人権の関係の評価していただいた点でございますが、当然類似している事務といいますか整理すべき事務はあると思っております。それはこのたび見直しを行って一体的にということの目的ですので、一つの近くの部署でそういった事務の整理を考えるべきだと思っております。

それと、防災安全室の関係でございます。今後の展開はということで、特に減災の取り組みについてでございますが、当然体制的に強化をいたしますので、これまでできていなかった、後回しになっていたような事務を進めるということで考えております。例えば今あります防災計画、各種計画、マニュアル、こういったものの修正も必要ですし、災害時の援護者の個別計画の作成というようなものも取り組んでいきたいと思っておりますし、避難訓練、こういったものも積極的にやるとともに地域にも出向いていきたいと考えております。

それから、支所の関係でございますが、御指摘のように現地解決型ということで合併協議の中であったわけです。それが現在できているのかということでございますが、当然に体制的に全てを総合支所だけで温泉地域のことを解決できるというものではないと思っております。これはどこの課でも一緒だと考えておりますけども、一つの課だけで完結するという業務がかなり少なくなってきたと思います。いろんな課がかかわりながら、いろんな課題について解決を図っていくということが必要だと思っておりますし、当然温泉地域の予算についても総合支所が予算を全て抱えておるというわけではございませんので、当然本庁と連絡をとりながら課題の解決に当たるといことはあるわけですけど、まずもって先にそういった課題を把握するというようなことは、努めて総合支所でやっていただいていると思っております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 支所の件です。現地解決型というそういう合併時の約束があったのは事実であります。そういった中で人員削減といいますか、効率よく業務を推進するというで現在の人員配置になっておるわけですけど、合併した当初は産業建設課であるとかほかの課もたくさんありました。現在は地域振興課のみという形になっております。

問題は、人が減った、だから現地解決型にはならないというのが見た目の、ぱっと見たときに20人が10人に減ればこれはもう縮小だと。現地解決型にはならん。合併時の約束とは違う。そういうぐあいには見られると思っております。しかしよく考えてみますと、支所のあり方は現地解決型にするための実は本庁との連携が非常に薄

かったという、そういった点が1点ある。例えばイノシシの尻尾を持ってくるとこれはここではない、本庁だとか、そういった関係プレーというものがいろんなほかにもたくさんあるんですけど、バックアップ体制といいますか、本庁と連絡とってよりスムーズな住民対応をするということがだんだんおろそかになってきたというのが、現地解決型につながっていかなかった大きな原因の一つだと思っております。

もう1点はお金であります。やはり道路が陥没した、すぐ直したい。一々相談に行つて、本庁からまた現場を見に行ったりとか、そういった時間的なロス、それからそういう予算をつけていない。そういった金銭的な予算的なバックアップ体制、こういったものはやはり手薄になってきたと思っております。ですからただ単なる人員配置のみならず、そういう関係プレーと予算の緊急に対応できるようなそういう予算の充実を図ることがより現地解決型につながっていくと思っております。そういう方向で力をつけていきたいと思っております。

○議長（中井 勝君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） 先ほど防災リーダーの組織化につきましては昨年の年末ぐらいから御相談がありまして、ひょうご防災リーダーの講座の修了生の方から組織化を図って活躍していきたいという御相談がありましたので、町としましてもできるだけ協働の立場から、例えば防災訓練ですとか自主防災活動ですとか、そういったところにおいて活躍していただけるよう町としても協力していくという話し合いを持っております。予定ではこの3月に組織化し、来年度からでも一緒に活動できる部分については一緒にしていきたいと考えております。

また、ジオの専門員等による地質学的に見た減災についてのアプローチをしてはどうかという御提案ですが、新たな視点での御提案だと感じました。今後の検討課題としていきたいと考えております。以上です。

○議長（中井 勝君） 太田総合支所長。

○温泉総合支所長（太田 信明君） 支所の現状をちょっと報告させていただきます。

業務内容ですけれども、まず現地解決型という捉え方ですけれども、カウンターにきたお客さんについてはそこで解決してできる証明等は発行して、これはまず現地解決型になっているのではないかと考えております。またいろんな相談、支所の担当職員では解決できないような相談につきましては、本所の担当課と相談してまた後日報告をしているということでもあります。もう一つにつきましては、産業建設部門の予算を伴うものにつきましては現地解決型といえども勝手にはできませんので、担当課長等々と協議をして区長さんを通じて対応しているということでもありますので、全てが現地解決型ということは、これをしようと思えばもう一つ温泉に役場が要するという話になりますので、合併しておりますのでできる範囲の現地で解決をやっているということでございます。以上です。

○議長（中井 勝君） 13番、平澤剛太君。

○議員（13番 平澤 剛太君） 支所の機能についてですけれども、平成17年に合併してやはりその当時の状況に伴っての現地解決型というものがあったかと思います。しかしもう新しい町になって13年たっているわけですから、当然現状に合わせた中身の取り組みというものが必要ではないかなと。

私、この現地解決型を今回聞かせていただいたのは、いつまでもその言葉にとらわれて現地解決型ができてないということを批判するわけではないんです。そういうつもりで伺っているのではなくて、現状に合わせた形の取り組みの方法で住民サービスが低下さえしなければ、仮に支所の合理化が進もうが住民のサービスさえ低下しなければ問題ないと思うんです。やはり平成のときのこの現地解決型という文言、これが一つの言い方は悪いんですけども縛りのようになってきて、それで現状の支所機能についての取り組みというものがなかなか評価されないところがあるのかなと感じています。そういう意味でいえば、例えば町長は非常に出向く行政ということでいろんなところで町長をお見かけするんですけども、もろもろの問題があったときに相談で窓口で支所に行くのか、それとも本庁まで来てくださいと言うのかというその点に関していえば、本庁から逆に職員が出向いてそこで相談に乗る。もう現地解決型ではなくて、もうその現場で解決するような、現場で相談に乗れるような体制を本庁を中心にやっていただければ、住民からすれば支所から職員が来ようが本庁から職員が来ようが、現場まで来てもらえたら十分メリットが大きいわけなんです。

現状の状態という中で、支所からそういうことをやれと言っても恐らく難しい。無理だと思います。であるなら、ここまで本庁に人であったり予算であったりを集中させた現実があるならば、本庁でもっと住民サイドに寄り添った形の業務体制をつくられてはどうかと思います。その点はいかがお考えでしょうか。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 住民の中に入っていく。住民の中の問題点を解決するというところで、やはり役場に来ていただくというのはなかなかいろんな交通の便、それから時間的な制約、それから役場に行くとなんとかたくなるとか、非常に役場で解決できないことが多いと思います。やはり出向いて聞いてあげて解決してあげる。こういう方向でできるだけ対応したいと思っております。ただ、役場の職員も本当に100人以上減る中で業務の負担がふえている。僕、町会議員のときはわからなかったですけど、入ってみて本当に国や県からいろんなことを言われて、本当に必要なのかなと思うぐらいにその業務が上から降ってくるわけですね。本当にそれを解決するだけでも大変です。そういった中で、やはり出向くと非常に時間がかかります。そういう意味で、できるだけフリーに動ける町長が現場に出向いて聞いて、所管の担当の職員につなげて解決していただく。そういうこともいいのではないかと考えておりますので、できるだけ、職員も忙しい、住民の方も早く解決してほしい。そういう思いをきっちりと受けとめる中で、少しでも早く問題点、住民からのいろんな御提案に対してきっちりと解決をしていくよ

うにやっていきたいと思っております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

ちょっと待ってください。ほかに谷口議員以外は。

じゃここで暫時休憩します。45分まで。

午前10時31分休憩

午前10時44分再開

○議長（中井 勝君） それではおそろいですので、休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） まず、この条例改正はどのような根拠に基づいてなされたのか、根拠法を示していただきたいと思います。

それから、いろいろ議論あったんですが、2つの室の目的、そして具体的には何をするのか。事務分掌表を見てみると事務分掌は何も変わってないように思えるんですが、その点はいかがですか。

それから、これも議論があったんですが、どういう人員配置になるのか。室長を配置するとはお答えになったんですが、あと例えば係長なり、そして人員がどれぐらいになるのかということはいかがですか。

先ほども職員数が大幅に減っているという議論がありました。私、事前にお尋ねしたんですが、合併翌年の平成18年の一般職員が364人、現在は268人で96人減っていると私はお聞きをいたしました。逆に臨時職員が137人から208人、71人ふえています。そして嘱託が23人から34人と11人ふえています。こういう結果だと聞いています。これだけ職員が減っている中で新しい体制をとるということになると、結局どこからどのように職員を異動させるのかということの検討抜きには構成し得ない。大幅に職員がふえる見込みならば新たな職員でということも可能でしょうが、およそそれは不可能。町長部局だけで10課29係、310分掌ある。これを先ほど申し上げた人数で補っていくというふうに今現在はなっているわけです。これに新たな2室を体制強化するということになれば、もとの課なり係はどうなっていくのかという検討抜きにこういう条例改正はあり得ないのではないかと。

仮に先ほど町長がいわゆるおんせん天国、新温泉町を知らない都市の住民に対してアピールをしていく、PRをより強くしていく。そういう効果を狙っているんだということであったわけですが、本当にこの2室にすることによってそういうことができるのか。防災の面でも本当に強化できるのか。それぞれ現体制のもとでは町長の要求に応えられないのか。それぞれ企画課長、町民課長はお答えをいただきたいと思います。

仮に新たな事業を起こすとすれば、その財政的根拠を検討されているのかどうかも含めてお答えをいただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） このたびの条例改正の根拠でございますが、条例において組織の関係を地方自治法の158条では規定しておりますが、普通公共団体の長は直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務においては条例でこれを定めるということになっておりますので、これに基づいてこのたびの条例改正をさせていただくということでございます。

それと人員配置についてですが、あくまでも今考えておる計画でございますが、防災安全室については室長、それから係としては係長を含めて2名ということですが、それを室長の下に置くということでございますし、おんせん天国室については室長1名、係、その下に1名ということで今現在は考えております。

○議長（中井 勝君） 先に財政措置から。

仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） このたびお認めていただいたとしたら、新たな31年度のいろんな施策を考えておりますが、その財源につきましてはただいま予算ヒアリングの中でいろんな施策の財源措置をしているということでございますが、お尋ねになっているのがそういった意味ではないかもわからないですけども、新しい体制に向けたそういった予算づけは優先的に考えてしている最中でございます。

○議長（中井 勝君） 井上企画課長。

○企画課長（井上 弘君） 事務分掌の御質問をいただきました。規則の中では温泉活用に関する施策の企画、総合調整あるいは今回事務が移管してくる温泉対策、開発、管理に関することということがございます。具体的には、温泉活用の施策の企画調整であるとか温泉施設を活用した周遊観光であるとか温泉施設、温泉地の連携であるとか温泉の商品化、関係機関との連絡調整とか今ある温泉の有効活用、こういったことを施策としてやっていきたいということでございます。こうすることによって、温泉地、観光地としての魅力アップであるとかあるいは町民の健康増進であるとか、そういったことに寄与できるというふうに考えております。

○議長（中井 勝君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） 防災安全室長でございますが、現在防災担当は2人で、私の兼任課長との3人でやっているわけなんです、それに新たに専任の防災安全室長が加わるというようなことですが、その防災安全室長の効果というか目的とするところなんです、防災を専門にする人材を育成して的確な町長への助言等を行っていくというのが目的でございます。その育成にはやはり長期の研修等もございまして、国、県等から1週間とか間をあけて5日間が3回とかいろんな研修がございまして、そういった研修に兼任課長の私では一切参加できないという状況でございます。

また、他の市町等におきましては、国、県を含めまして防災関係の専任者を配置しているというところでございます。そういう方々と専門知識を持ってより対等に連携・協

力関係を築くというようなことも期待できますし、先ほど申しましたようにまずは最も専門知識を高めた人材をそこに配置するというようなこと。

それから、その深めた知識をより町民へ啓発していくというようなことも重要であろうと思います。また、防災担当が3名いることによりまして、現在例えば防災行政無線の故障などで現場に行く際、人家に入る場合なんかもございます。区長さんのおうちの中に受信機が置いてあってそこに行くとなりますと、個人の家に入るものですから必ず複数で行くように指導しております。そうした場合には防災担当が役場にいなくなるというようなことでもございまして、3名体制になることによりまして現場に2名出動した場合におきましても1人が待機が可能となりまして、窓口と申しますか問い合わせや緊急時対応などが可能になるということでございます。以上です。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 室の設置によって共通意識を高めることができると思います。

住民に対する防災意識の高揚であるとか、それから町をアピールしていく。天国室をつくることによって、より町の特徴を打ち出していける。意識を共有できる。それから、職員もそうですし町民もそうですし町外の方に対してもいろんな意味でPR、それから防災意識の向上につながっていくということで、名は体をあらわす。非常に名は重要であると思っております。

○議長（中井 勝君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 両課長にお答えをいただく中身はどうなるのかではなくて、現状ではできないのか、町長の要求に応えることができないのか。室にしなければできないのかということが聞きたかったんです。室にしたらできるのか。町長の要求に応えられるのかということが聞きたかったんです。

根拠法については、直接には確かに158条です。しかし、そもそも執行機関の義務とは何か。それから、執行機関の組織の原則とは何かということは138条の2と3に明示されていますよね。やっぱりここも大事だと思うんです。ですから、どういう内容でどうあるべきかという前提条件はここにむしろ示されていると思いますので、また検討していただきたいと思っております。

先ほど、一番聞きたかったことをお答えいただいてないんです。それぞれ3名にする、室をね。そうすると、どこからその職員は配置するのか。よその課から仮に異動させるとなれば、その課の業務はどうなるのか。そのために私、10課29係、310分掌あると。町長部局ですよ。教育委員会などは入っていません。だからその事務分掌は同じ内容であるのに、室を設けるといふ必然性がどこにあるのかということです。ですので、私は本当に厳しい100名近くの職員が減っていて、どの課も職員が足りない。何とか手当てをしてもらいたいというのがために臨時職員、嘱託職員の数がふえているということが現状でしょ。本当にこういう言葉はよくないですが、人の取り合いと言えるような現状があるんじゃないですか。どの課も大変だというのが実態で、本当に今この実態の

中で新たな室をつくって1人仮に職員数をふやすとすれば、それこそ町長が言われた住民に対する業務全体のサービスの水準は維持できるのか。ここが根本問題だと思うんですね。そのことをしっかり検討した上で条例改正に挑むべきだということは、既に12月議会で提案してきたわけですよ。だからそのことが検討されないまま、いわば支所の機能をどうするかということが中心的に議論されてこのたび提案になっているんじゃないか。私はそれが中心的な論点ではないと思うんです。本当に住民に対する行政のサービス全体の水準をどう維持するのかということがまず検討されていなければ、条例提案の私は本当に責任を負えていないのではないかと。これをみすみす議会が見過ごしたら、議会の責任を果たしていないという問題になるのではないかとこのように本当に危惧しているんですがいかがですか。

○議長（中井 勝君） 田中副町長。

○副町長（田中 孝幸君） 先ほど池田議員からの御質問の際に総務課長が答弁させていただきましても、現在派遣をしている職員が任期満了で戻ってくるという人員がございます。また、職員採用に当たりましては従前退職不補充みたいなこともやっておりますけれども、それ以上に採用する予定にしておりますので、そういった意味で総数については確保できているのかなというところでございますので、今申し上げました人員体制につきましてはその方が入るというわけではございませんけれども、人事異動の中で適切に対応できるのではないかなと考えているところでございます。

○議長（中井 勝君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） もう多くは申し上げませんがね、いわゆる副課長を2人配置する。そして係長を配置する。さらに職員1名配置するという体制だと。これは異動抜きでできるんですか。異動抜きでできるんだったらいいですよ。しかし、異動させなければそういう配置できないんじゃないですか。12月の段階で室長は副課長を充てるということをお答えになったんだから、副課長、係長は必ず要るわけでしょう。それを例えば企画課内からそういう配置をする、町民課からそういう配置をするというのであれば他の課には影響はないかもしれませんよ。でもそのこと抜きに、そのことを確定せずに人事異動で明示しますでは条例改正の用をなさないでしょうが。抜かれる側は大変ですよ。だからそのバランスを考えるなら、きちんとどこからどれだけ異動させるということを明示した上でセットでやらなければ、町長はもう執行権を手にしたら、条例で根拠を手にしたら異動しなさいということが、強権ではありませんけど町長の固有の権利ですがもうそれができるわけですから、やっぱり条例改正の時点でここからこういうふうに異動させますということも明示した上で議論しなければ、もとの課のほうが大変になるんじゃないですか。思いませんか、そう。もうセットでなければ、取り合いだという現実の中では大きなそごを起すでしょう。

○議長（中井 勝君） 仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） 済みません、御指摘いただいている分がちょっと十分理解

できてない部分もございますが、職員の数自体は減るものではございませんし、また役職につきましても申し上げたとおりでございますが、当然今ある役職がそのまま異動によって配置されるということもありますけれども、昇格であったりそういったことも当然に4月の時点で考えていながら職員配置を考えますので、ちょっと御指摘の趣旨がもう一つ理解できないんですけども、そういったことも含めて昇格も含めて配置していきたいということでございます。

○議長（中井 勝君） 4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） ちょっと今の質問の引き継ぎをさせていただきたいんですけども、結局谷口議員が言われとるのは僕の解釈では今現にある温泉未来係に1人と2人、3人がおれば、そのまま誰かがどこをどう回ってくるかわかんけども3人でそのままプラス・マイナス・ゼロだと。けども今1人しかおらんのに今度3人にすることですから、どこから2人を連れてくるかということの意味と違うんでしょうか。それはだけえそういうふうに全体の先ほどありましたように町長部局の中に268人が変わらんとするならばそれはそれでいいでしょうけども、それを派遣切れの方とか再任用とかで補ってきて268人が全体として回るということであればええですけども、それ以上であればふえる分が入ってくるんじゃないかなと思うんですけども、多分そうではないんじゃないかなと思いますので、どっかで多分減るんじゃないかなと思います。

そのことと私の質問ですけれども、きょうのほかの先輩議員の質問の中におんせん天国室の中で温泉対策、開発、管理に関する業務を所管させる。事務を効果的に執行させるというふうにこの①のところの一番最後にあるんですけども、町長は町名のアピールが足りてないと。だからここの部分を町外といいますか、来ていただくように町名のPRをしていきたいというお答えがありましたけども、観光協会との絡みといいますかね、これはどういうふうになる。今の企画課と商工観光課が両方がかかわっていくものなのか。それとも企画課はもう観光協会はあっちの商工観光課が所管するものですから、全然かかわりがなしでいくのか。そこら辺のところちょっと考え方を教えていただきたいのと、もう一つ、けさの総務教育委員長の報告の中で1点、36年問題というのの報告がありましたけれども、そのところの中身の中で人員の確保のところ派遣切れとかそれこそ再任用とかというふうなことで職員を確保していくというふうな部分がありました。その36年問題と再任用とのかかわりの中で、再任用された人が管理職ができるのかどうか。認定こども園の園長ができるのかどうかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 観光協会との関係は従来どおり商工観光課が所管になります。あくまでも温泉に関する町全体のトータルの計画なりそういう方向性、温泉活用のメリットを最大限生かしていくための企画立案がおんせん天国室の目標ですので、観光協会がどうのこうのとかなというそういう論点はちょっとずれていると思うんですけど。

○議長（中井 勝君） 仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） 繰り返しになります。おんせん天国室の今考えておりますのは2名体制ということでございます。冒頭申し上げたとおり室長とその下に職員1人ということでございまして、職員の定員の中には数には入っておりますけれども派遣で出ている職員がいるということで、その職員が派遣の期間を終了して帰ってくる。ですから、中の職員の数はその分だけふえるということになります。そういったこともあったり再任用の職員もおったり、このたび採用することもあります。そういったことで決して全体が減るわけではないという、逆にふえるということで考えております。

それと再任用の職員が管理職はできるのかということでございますが、これはできないということでございます。

○議長（中井 勝君） 4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） その町名のPRですけれども、町長、商工観光課でやるので企画のほうでのおんせん天国室では観光協会とのかかわりはないということですが、やっぱり私のこれまでの経験からいきますとJRであったりほかのイベントのあれが大阪や神戸、それこそ東京まで行きて旗を持って観光協会とともどもに湯村温泉を売ってきたという経緯がありますけれども、結局そういうイベントなり町のPRというものは観光協会とともどもではなしに、企画のおんせん天国室だけで行うということで解釈してよろしいでしょうか。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） そういうためのおんせん天国室ではありません。一体的に協力し合って、町名にふさわしい温泉を軸にした企画立案をやっていくということですので、今言っているようなそういうことを狙っているわけではありません。トータルに活動はやっていきたいと思っています。

○議長（中井 勝君） 4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） もう一つそのイメージが湧かないのですが、企画立案だけ、机上だけでやって、実際現場に出るのはまたそれは商工観光課がやるという意味なんですか。それともやっぱりPRというのは今確かにインターネットの世界ですから机の上でできんことはないとは思いますが、上手にやれば。でも、やっぱり実際僕らの時代はアナログでやってましたので、それこそ大阪駅のJRの方をお願いしてそこでパンフレット配ってみたり岡山駅へ行ったり会社訪問でパンフレット持っていき湯村温泉ですということで一軒一軒訪ねていった経験がありますけれども、そういうことではなしに、企画立案だけをこのおんせん天国室にさせるということで解釈してよろしいでしょうか。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 全然言っている内容が違うと思っております。一体的にやる、一緒になってやるということです。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りをいたします。質問を終結し討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） それでは、質問を終結し討論に入ります。

まず本案に対して反対者の発言を許可します。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 新温泉町行政組織条例の一部改正について、反対討論を行います。

先ほど来議論がありましたように、一番大きな改正というのが町民安全課、そして防災安全室とおんせん天国室を設けるという改正内容であります。

町長が提案をされている災害に強いまちづくりということと、そして温泉を全国にPRしていくという考え方については理解ができます。しかし、それをどのように具体化するかという点については、本当にこの2つの室を設けることがその最も効果が上げられるのかという点であります。

防災安全室においては、これまでの環境防災係と全く事務分掌は生活環境係と二分するだけであって、内容的には変わっておりません。体制は強化されるということですが、本当に今多様な災害、大きな災害が全国的に発生している中で、どのようにそれぞれ具体的に対応するのかについてももう少し事務分掌でもその業務内容を明示しなければ、具体的効果が上がらないのではないかと。

おんせん天国室においても、2つの企画課と商工観光課に分かれていた事務分掌を一つにして進める。むしろ企画立案をした内容を効果的に進めていこうと思えば、他の課と連携しなければ実現は難しい。一つの室に集中することによってむしろ他の課との連携が困難になるのではないかとということもあり、本当にこの条例提案でその効果が発揮できるかどうかということについて大きな疑義があります。

さらに、本当に異動なきこの人事配置ができるならばその心配は無用であります。他の課からの異動が前提となるならその弊害もまた住民サービス低下につながる。さらに、財政的な見通しもなかなか厳しい。こういう観点からすると、このたびの条例改正が本当に妥当なものだとは判断できないものであります。

以上、反対討論といたします。

○議長（中井 勝君） 次に、本案に対し賛成者の発言を許可します。ありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（中井 勝君） ほかに、討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（中井 勝君） それでは、これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。

採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立 12 名、多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。本臨時会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

これをもって本臨時会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会は、これをもって閉会することに決定いたします。

第 9 2 回新温泉町議会臨時会の閉会に当たり、一言お礼を申し上げます。

本日は臨時会が招集されましたところ、早朝から御参集を賜り、町長から提案のありました条例案に対し御審議をいただきました。議員各位には、適切妥当な結果をいただき厚くお礼を申し上げます。

議員各位並びに執行部の皆さんには、くれぐれも御自愛の上、町行政の積極的な推進に御尽力をいただきますことをお願いを申し上げまして閉会の挨拶といたします。

町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 第 9 2 回新温泉町議会臨時会の閉会に当たりまして、お礼の御挨拶を申し上げます。

今期臨時会におきましては、私どもの提案させていただきました議案に対し原案どおり御議決を賜り厚く御礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、十分御自愛をいただきながら今後も町政に対しまして一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（中井 勝君） 以上をもって会議を閉じます。

これをもって第 9 2 回新温泉町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前 11 時 19 分閉会
